

7. 船員労働

7・1 人材確保への対応

平成 19(2007)年 12 月に取りまとめられた交通政策審議会海事分科会「国際海上輸送部会」および「ヒューマンインフラ部会」報告書において、日本人船員(海技者)の確保および育成の必要性が示され、海運事業者の採用・育成の努力を求めるとともに、国、業界団体、船員教育機関等による支援の必要性が明示された。

こうした中、国土交通省海事局は、関係団体および教育機関等をメンバーとする「海事産業の次世代人材育成推進会議」を設置し、日本人船員(海技者)確保に向けた効率的な広報活動等について、関係者による意見交換を行っている。

一方、当協会は、平成 20(2008)年 7 月、「人材確保タスクフォース(以下、人材確保 TF)」を設置し、トン数標準税制の導入による日本籍船の増加に伴い必要不可欠とされる①優秀な日本人船員(海技者)の確保、②外国人船員の承認海技資格取得制度の合理化・簡素化に総合的に取り組んでいる。

平成 21(2009)年度の主な活動は以下の通りである。

7・1・1 日本人船員(海技者)の確保に関する活動

昨年度に引き続き、海事教育機関(大学、高専、海技教育機構)とも連携しつつ広報活動等を行った。主な活動は以下の通り。

① DVD・小冊子「海の上のプロフェッショナル」の制作

船員の仕事とその魅力および海事教育機関を紹介する DVD および小冊子を 3 万部(当初 1 万部、増刷 2 万部)制作し、関係方面に広く無料頒布した。

DVD は約 18 分間で、外航海運会社の自動車専用船を運航する若手海技者の現場を取材した臨場感溢れるドキュメントをメインに、陸上で活躍している海技者、商船高専、さらに内航海運で働く海技者への取材等も盛込まれている。また小冊子は全 20 頁で、DVD を補完する内容となっている。

② 5 高専(商船学科)合同進学ガイダンスの実施

昨年度に引き続き、中学生・保護者・教師等を対象とした国立商船高等専門学校 5 校(富山・鳥羽・広島・大島・弓削)合同の進学ガイダンスを平成 21(2009)年 7 月 25 日(土)東京(船の科学館)および 8 月 8 日(土)に博多(福岡国際会議場)の 2 箇所で開催した。東京会場は 98 名、神

戸会場は 72 名の参加者があった。

何れの会場も、林忠男副会長(人材確保 TF 座長)の挨拶の後、各校の先生による説明、卒業生(第一線で活躍している航海士および機関士)による学生生活の思い出が披露された。中学生、保護者からはとても分かりやすく面白かったと好評を博した。その後、各校のブースにおいて具体的な進学説明を行った。

なお、ガイダンスを受講した中学生のうち、平成 20(2008)年度は 14 名、平成 21(2009)年度は 15 名が商船高専に入学しているなど一定の成果がで始めている。

③ ウェブサイト「船員への道」の開設

商船系の学校の学生が船員になる意欲を高めることなどを主な目的としたウェブサイト平成 21(2009)年 10 月に開設した(<http://www.sea-navi.jp/>)。

7・1・2 承認船員制度等に関する活動

日本籍船に乗り組む外国人船員には、国土交通省の承認試験が課せられるため、トン数標準税制導入による日本籍船の増加に十分に対応することが難しいと懸念され、当協会は、「STCW 条約締約国が発給した資格証明書を受有している者に対しては、わが国の海事法令の周知のみによる承認証の付与(承認試験の廃止)」とするよう国土交通省に求めてきた。

これを受け、国土交通省は、平成 20(2008)年 8 月、「承認船員制度等の在り方に関する検討会」を設置し、平成 20(2008)年 11 月に取りまとめが報告された(船協海運年報 2008 年参照)。

その後、同取りまとめに基づき、本年度中には以下の通りの規制緩和が為された。

①民間審査管理者による承認審査の新設(民間審査)

平成 22(2010)年 1 月 29 日、「第 4 回 承認船員制度等運用改善ワーキンググループ」にて、平成 22(2010)年度より民間審査を新設し、従来の国土交通省試験との 2 本立てで承認試験を実施することとなった。

新たな民間審査では、「審査管理者」(SECOJ が認定された)を設置し、そのもとに「審査員」を採用し、口頭試問および身体確認を行う。また、「審査管理者」の内部に、「審査委員会」を設置し、試験問題の作成および合否の評価を実施する。これにより、試験開催地・回数等、更なる柔軟性を持って承認試験を行うことが可能となった。

来年度の民間審査の年間計画については、3 回の開催を予定している。

②承認取極国の拡大

承認取極国については、上記、検討会取りまとめ以前に既に9カ国(下表参照)が認められていたが、当協会が更に14カ国の追加を要望し、順次、拡大されている。

直近では、平成22(2010)年3月に英国、同年5月にパキスタンとの間で締結がなされ、これにより取極国数は合計で16ヶ国となった。

残り7カ国についても二カ国間交渉を継続中。

【承認取極国の状況】(平成22(2010)年6月現在)

当協会要望以前に締結されていた9カ国	フィリピン、ベトナム、マレーシア、インドネシア、インド、トルコ、ルーマニア、ブルガリア、クロアチア
当協会要望14カ国の内、既締結7カ国	韓国、バングラディッシュ、ミャンマー、パキスタン、スリランカ、モンテネグロ、英国
当協会要望14カ国の内、未締結7カ国	中国、ロシア、ウクライナ、ポーランド、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド

③承認試験開催国・回数の拡大

従来の承認試験の開催国および回数は、フィリピンで年間3回のみであったため、当協会は開催国の拡大および回数の増加を要望し、その結果、平成21(2009)年度は、フィリピンでの開催が年6回に増やされ、新たにインドおよびブルガリアにおいてもそれぞれ1回ずつ承認試験が開催された(年間合計8回)。実施状況は以下の通り。

フィリピン(第1回)	平成21(2009)年5月25日(月)～5月30日(土) 受験者数203名 合格者数161名 合格率79.3%
フィリピン(第2回)	平成21(2009)年6月23日(火)～6月30日(火) 受験者数122名 合格者数100名 合格率82.0%
インド(第1回)	平成21(2009)年8月17日(月)～8月22日(土) 受験者数68名 合格者数68名 合格率100.0%
フィリピン(第3回)	平成21(2009)年9月8日(火)～9月16日(水) 受験者数192名 合格者数171名 合格率89.1%
ブルガリア(第1回)	平成21(2009)年10月5日(月)～10月10日(土) 受験者数65名 合格者数63名 合格率96.9%
フィリピン(第4回)	平成21(2009)年12月8日(火)～12月18日(金) 受験者数149名 合格者数129名 合格率86.6%
フィリピン(第5回)	平成22(2010)年1月26日(火)～2月5日(金) 受験者数112名 合格者数93名 合格率83.0%
フィリピン(第6回) (臨時試験)	平成22(2010)年3月8日(月)～3月13日(土) 受験者数60名 合格発表54名 合格率90.0%

④船舶料理士受験要件緩和

当協会は、平成19(2007)年12月25日に「外国人船員への海技資格付与制度に関する要望」

を提出し、官労使で折衝の結果、現行の受験要件(下表参照)の内、「1年以上の期間において、日本人の嗜好に合った食事を提供する能力があることを、2名以上の日本人船舶職員に認められていること」に替え、「マニラ講習機関での能力評価を受講する」ことによっても受験が可能となった。

尚、国土交通省よりの本件に関する通達は実際には、平成22(2010)年4月16日に出されている。

【現行受験要件】
1) 20歳以上であること 2) 船舶で調理業務に従事した経験が1年以上あること 3) 1年以上の期間において、日本人の嗜好に合った食事を提供する能力があることを2名以上の日本人船舶職員に認められていること
【通達による改正後の受験要件】
1) 20歳以上であること 2) 船舶で調理業務に従事した経験が3年以上あること 3) マニラ講習機関での能力評価を受講する。

当協会では、今後も「STCW 条約締約国が発給した資格証明書を受有している者に対しては、わが国の海事法令の周知のみによる承認証の付与(承認試験の廃止)」となるよう努力していく。